

会員の処分公告（訓告）

以下の者について、当会会則第 47 条の規定に基づき会員の処分を行ったので公告します。

【被処分者】

氏 名	支 部	種 別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
上野 恒則	春日部支部	開業	11930043	上野社会保険労務士事務所 久喜市桜田 3-2-2-3-202

処分をした年月日：令和 8 年 6 月 5 日

処分内容：訓告

処分理由：社会保険労務士法第 25 条の 30、同第 25 条の 36、
埼玉県社会保険労務士会会則第 42 条、同第 49 条第 2 項、
全国社会保険労務士会連合会会則第 47 条の 2、倫理研修規則第 3 条違反
※受講が義務付けられている倫理研修について、令和 7 年度倫理研修を以って
未受講が 2 年以上となること。

令和 8 年 6 月 5 日
埼玉県社会保険労務士会
会長 澤田裕二